

こうのとりの子の長期の検証にかかる基礎調査・分析業務委託
基本仕様書

1 業務名称

こうのとりの子の長期の検証にかかる基礎調査・分析業務委託

2 業務の目的

医療法人聖粒会慈恵病院が運営する「こうのとりの子」(以下「子」)が間もなく開設から20年を迎えることを契機に、子を取り巻く社会・経済状況や、子設置以降の母子保健・児童福祉制度の変化等、子との関連性があると考えられる項目について基礎的な調査を行うとともに、子の預け入れ状況を踏まえた課題整理等を行うことで、熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりの子専門部会における子の長期の検証に資することを目的とする。

3 履行場所

熊本市中央区大江5丁目1番1号及び受託者社内

4 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

5 検討対象期間

平成19年(2007年)5月10日(子設置日)から令和7年(2025年)3月31日まで

ただし、本業務で必要とするデータのうち、令和7年(2025年)3月31日までのデータが存在しない場合は、取得可能な最新までのデータを用いて、以下の6業務内容の業務を行うこと。

6 業務内容

(1) 検証項目の整理

ア これまで熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりの子専門部会において実施した子に関する短期的検証及び中期的検証の検証内容を参酌し、長期的検証を行うにあたり、子と関連性があると考えられる検証項目を整理すること。

ただし、検証項目には、少なくとも以下の(ア)から(エ)までの観点による検証項目を含めることとし、(ア)から(エ)まで以外の検証項目(※1)については受託者から提案すること。

- (ア) ゆりかごを取り巻く社会・経済状況
- (イ) ゆりかごへの預け入れ件数（又は預け入れ理由）と社会・経済状況等との関連性
- (ウ) ゆりかご設置による変化（効果）
- (エ) ゆりかご設置以降の母子保健・児童福祉制度の変化

（※１）（ア）から（エ）まで以外の検証項目については、以下のような観点（例）を参考にしつつ、受託者が独自に提案すること。

＜観点（例）＞

- ・ゆりかごへの預け入れ者と現行の母子保健・児童福祉の支援制度との接続性における課題
- ・ゆりかごに対する社会的認知度、理解度
- ・赤ちゃんポストを設置している海外事例とゆりかごの制度比較

イ 検証項目は、受託者からの提案をもとに委託者と協議のうえ、決定する。

（２） データ収集

ア （１）で整理した検証項目に関する分析に必要なデータは、受託者がオープンデータ等を用いて、収集すること。なお、受託者は、本業務委託のために新たにアンケートや調査等を行う必要はない。

イ ゆりかごの個別事例や相談状況に関するデータは、必要に応じて委託者から受託者へ提供するもの。

（３） データ分析

（１）で整理した検証項目について、（２）で収集したデータをもとに分析を行うこと。

なお、データ分析前に必要なデータの前処理は受託者が行うもの。

（４） 課題整理及び評価

ア （３）による分析結果をもとに、ゆりかごの課題を整理すること。

イ ゆりかごの社会的意義を含め、ゆりかごへの評価を行うこと。

（５） 報告書の作成

上記（１）から（４）までの内容をまとめた報告書を作成すること。

なお、（５）で作成した報告書をもとに、熊本市要保護児童対策地域協議会この通りのゆりかご専門部会において、ゆりかごの長期的検証を行うことを想定して作成すること。

7 業務体制

受託者は、本事業の実施に当たり、責任者を選任するとともに、必要な要員を確保・配置すること。

8 関係書類の提出

(1) 実施計画書の作成及び提出

受託者は、契約を締結後、履行開始前までに、6の業務内容の実施計画（スケジュールを含む）を記載した実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

(2) 報告書の提出

受託者は、令和8年（2026年）3月31日までに6(5)に定める報告書を電子データで作成し、委託者に提出するものとする。電子データは、PDFデータ及び、Word等PDFの元となった電子ファイル（データ分析の元となった電子ファイルも含む）を提供すること。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託等の禁止

受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前協議の上、あらかじめ、委託者の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 個人情報保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本委託業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失、き損、紛失、改ざんの防止そのほか個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を洩らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

10 その他

(1) 業務の実施に当たっては、委託者と適宜協議を行うなど、十分調整して行うこと。

(2) 打合せの必要が生じた場合、受託者は委託者の求めに速やかに対応すること。

(3) この仕様書に定めのない事項又は業務の実施に当たって疑義が生じた場合の解釈については、委託者と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、委託者の決定するところによるものとする。

(4) 受託者は、委託契約の終了に当たり、委託者の指示に基づいて関係書類（個人情報を含む。）を適切に引き渡し又は廃棄すること。